

## 仕様書

### 1. 基本事項

(1) 業務名称

箕面市立児童発達支援センター診療所電子カルテシステム導入等業務委託

(2) 目的

令和7年4月に開設する箕面市立児童発達支援センター診療所で使用する電子カルテシステムを導入し、医師の診察支援、会計処理、レセプト請求を一体的に行えるようにする。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 支払方法

委託料は、業務完了払とする。

(5) 履行場所

市役所第二別館 箕面市立児童発達支援センター診療所内（予定）

(6) 業務内容

主な業務は、以下の各項目にかかる一式の調達、導入、設定、研修、本稼働立ち会いなど稼働させるために必要な作業一切を含むものとする。各業務の詳細については後述する。

- ・ 電子カルテシステム
- ・ 医療用画像管理システム（PACS）
- ・ オンライン資格確認用機器一式
- ・ オンライン請求用機器一式

(7) 上限金額

14,047,990円（消費税及び地方消費税含む）

(8) 導入の基本方針

導入にあたっては、以下の方針に沿ってシステム構築及び付帯作業を行うこと。

① 関係法令の遵守等

関係法令を遵守し、最新の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」など、国が求める基準に対応したものとする。

② 標準的なシステム

すでに導入実績のある標準的かつ最新のシステムの導入を図る。

③ 信頼性を有するシステム

患者のプライバシー保護に配慮し、医療情報の確実なバックアップを行うとともに、高度なセキュリティ対策を備えるシステムの導入を図る。

- ④ 操作性の高いシステム  
日々の業務の効率化が実現でき、もって患者の待ち時間短縮やサービス向上に資するシステムの導入を図る。

## (9) 留意事項

- ① 1. (6) に掲げる各項目（以下、「各システム等」という。）の調達業者が異なる場合は、共同で企画提案を可能とする。ただし、共同提案の場合は代表者を定め、対応窓口を原則1箇所に統一すること。  
代表者は、本入札の手續及び契約の締結並びに受託事業の実施について、以下に掲げる事項を総括しなければならない。
  - (ア) 本入札における関係書類の作成及び提出に関する事項
  - (イ) 入札参加資格確認の手續に関する事項
  - (ウ) 契約締結の手續に関する事項
  - (エ) 委託料の請求及び受領に関する事項
  - (オ) 受託事業の業務実施に関する事項（他の構成員の業務実施に関する事項を含む。）
  - (カ) 他の構成員の権利の確保に関する事項
  - (キ) 業務の実施その他受託事業に係る市との調整等に関する事項
  - (ク) その他入札の手續及び契約の締結並びに受託事業の実施について、市から指示された事項
- ② 本業務を履行するにあたり必要な各種申請手続き等は、原則、受託者の負担により行うこと。
- ③ 業務内容及び業務の遂行上知り得た事項は、市の承認を得ないで他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了、又は契約が解除された後においても同様とする。
- ④ 業務の進捗等について、市に定期的に報告すること。
- ⑤ 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ⑥ 本仕様にならぬ事項及び疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託者で協議のうえ決定する。

## 2. 各業務の内容

### (1) システム環境の概要

- ① 履行場所は令和7年4月1日開設予定であり、工事完了予定は、令和7年2月28日となっている。各システム等の履行場所への搬入や試行運用は、工事完了後の検査終了後に実施できるものである。
- ② 導入時点で安定稼働の実績のある最新版を用いること。電子カルテシステム及び医療用画像管理システム（PACS）は、過去5年間に病院若しくは診療所又は地方公共団体等に導入・運用実績があるシステムとすること。
- ③ 電子カルテシステム及び医療用画像管理システム（PACS）は、オフラインのみでの利用環境とするため、オンライン資格確認、オンライン請求等で外部接続が必要な場合においては、電子カルテシステムとネットワーク接続せずに使用可能なものとする。
- ④ 保守は、自庁オンサイト方式とし、受託者法人所在地等からのリモート保守は不可とする。

- ⑤ 電子カルテシステムのクライアント端末については、各クライアントからアクセスできる共有フォルダー（ファイルサーバー）を作成すること。

(2) ハードウェア要件の概要

① 機器調達及び設定

以下に指定する機器について、各システム等が連携しながら安定稼働する機器を選定し、調達すること。また、以下に示す機器以外にも、調達する機器を接続するためのネットワーク材料や、各システム等が安定稼働するために必要な機器を調達すること。

本契約にて調達する機器を設置し、ネットワーク等必要な設定を行うこと。

【参考】本市が負担する費用

ONUの設置、回線の引き込み工事及びLAN配線の敷設工事は契約の範囲外とし、通信回線敷設に関する費用、通信回線契約及び月額使用料に関する費用、設置場所までのLAN配線整備に関する費用は本市が負担する。

【表1】構成一覧

設置場所	設置機器
サーバー室	電子カルテシステムサーバー、医療用画像管理システム（PACS）サーバー、バックアップ用の外付のハードディスク等、サーバーラック
受付	デスクトップPC（電子カルテシステム・医療用画像管理システム同梱）、複合機、レーザープリンター、スキャナ 各1 オンライン資格確認機器一式 オンライン請求用端末一式、セキュリティUSB 1
診療室	デスクトップPC 2（電子カルテシステム・医療用画像管理システム同梱・PACS用モニター付）、ノートPC 1（電子カルテシステム）
訓練スタッフルーム	デスクトップPC 1（電子カルテシステム・医療用画像管理システム同梱・PACS用モニター付）、ノートPC 5（電子カルテシステム）

※型式、メーカー、寸法、外観、機器一式の設置イメージを提示すること

※ノートPCを使用する電子カルテシステムは、訓練スタッフルームのほか、PT室感覚統合室（SI室）、OT室2部屋、ST室3部屋、評価室へ移動させて使用する想定。

※有線LANによる接続を想定

- ② 各システム等が余裕をもって稼働するスペックとすること。  
 ③ ハードウェアの障害発生時における代替・交換部品の入手が困難でないこと。  
 ④ セキュリティ対策ソフトなど、情報漏えいの対策が各端末に講じられていること。  
 ⑤ ワイヤーセキュリティロックなど、端末の盗難防止措置が各端末に講じられていること。

### (3) 電子カルテシステムの機能要件

#### ① セキュリティ機能

- (ア) 関係法令を遵守し、最新の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」など、国が求める基準に基づき、必要な対策を完全実施すること。
- (イ) 医療情報セキュリティ開示書 (MDS) を提出可能であること。
- (ウ) 全ての端末にセキュリティ対策ソフトを導入すること。原則、最新のパターンファイルでの運用とすること。定期的なウイルス検査が実行できるようにすること。
- (エ) メディアデバイスおよびUSBポートの使用を制限し、許可したデバイスのみが使用できること。
- (オ) 管理者・利用者 ID の設定、パスワードの設定が可能なこと。
- (カ) 利用者の職種、権限のチェックが可能なこと。
- (キ) 操作履歴ログを出力できること。

#### ② ソフトウェアの機能要件

入札参加時点で、別紙1「電子カルテシステムの機能要件」を同一システム上ですべて提供できること（【任意】の項目を除く）。

#### ③ ハードウェア要件

##### 【サーバー】

- (ア) 本市開庁時に機器の故障などが発生してもシステム稼働に影響が起きないように冗長化（二重化、仮想化等）すること。またハードディスクはRAID構成とすること。
- (イ) サーバーについて、最大限コストメリットが創出される構成とすること。
- (ウ) サーバーについて、システムを利用する端末台数を考慮したうえで、レスポンスの低下をまねかないスペックでシステム構築すること。
- (エ) サーバーについて、サーバーラック構成にて設計・構築すること。またサーバーラックについては必要数を受託者で積算しておくこと。
- (オ) サーバーのオペレーティングシステム(以下「OS」という。)は、機能要件を満たすのに十分な最新のものとし、開発元の保守サポートが不可であるものを採用しないこと。(Microsoft 製品の場合、サポート期限を5年は考慮すること。)
- (カ) 落雷などによる停電時、システムが安全に停止できるようサーバーへ無停電電源装置を設置・設定すること。
- (キ) 原則、サーバー機は、定期的なパッチ適用、夜間、日次、週次、月次等のパッチ処理等様々な運用が可能であり、自動運転等、職員負担が少なく、効率的なシステムであること。
- (ク) 当該システムとして安定した稼働実績があり、CPU、メモリ、ディスク容量等、各処理規模を十分に満たしたスペックであること。また、本稼働5年以内はメモリ、ハードディスク等の増設が不要であること。

- (ケ) サーバー障害時、速やかにサブサーバーに切り替えて運用ができること。
- (コ) 自動でバックアップがとれる仕組みを構築すること。
- (サ) パソコン本体は、メーカーの5年間オンサイト保守を付ける事。  
ディスプレイはセンドバック保守。

#### 【サブサーバー】

- (ア) 通常は、クライアントとして動作し、サーバー障害時にクライアントをサーバーに切り替えることで業務の継続が可能であること。  
OSは、サブサーバーとしての役割や機能を満たすのに十分な最新のものとし、開発元の保守サポートが不可であるものを採用しないこと。(Microsoft製品の場合、サポート期限を5年は考慮すること。)
- (イ) Microsoft Officeがインストールされていること
- (ウ) パソコン本体は、メーカーの5年間オンサイト保守を付ける事。  
ディスプレイはセンドバック保守。

#### 【クライアント端末】

- (ア) システムが余裕をもって稼働するスペックとすること。職員が統計データ等の大容量データの加工作業をする場合を十分考慮すること。
- (イ) Microsoft Officeがインストールされていること
- (ウ) デスクトップ型のうち3台は、タッチ入力可能なワイドモニターを用いること。
- (エ) パソコン本体は、メーカーの5年間オンサイト保守を付けること。  
ディスプレイはセンドバック保守でも可。

#### 【その他】

- ・ スキャナ
- ・ 複合機  
※FAX機能を有していること。  
※自動削除機能などハードディスク等の記憶領域に保存されたデータの流出を防ぐ対策が講じられていること
- ・ モノクロレーザープリンター  
※オンライン請求用端末にも使用するため、コネクタ形状は、LANの他にUSBを有していること

#### ④ 稼働時間

原則として毎日、24時間とすること。

#### (4) 医療用画像管理システム(PACS)の機能要件

##### ① セキュリティ機能

- (ア) 関係法令を遵守し、最新の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」など、国が求める基準に基づき、必要な対策を完全実施すること。

- (イ) 医療情報セキュリティ開示書（MDS）を提出可能であること。
- (ウ) 全ての端末にセキュリティ対策ソフトを導入すること。原則、最新のパターンファイルでの運用とすること。定期的なウイルス検査が実行できるようにすること。
- (エ) 操作履歴ログを出力できること。

② ソフトウェアの機能要件

入札参加時点で、別紙2「医療用画像管理システム（PACS）の機能要件」を同一システム上ですべて提供できること。

③ ハードウェア要件

【サーバー】

以下に加え、電子カルテシステムの機能要件と同じ要件とする（ただし、電子カルテシステムのア、ケは必須とはしない）

【クライアント端末】

- (ア) 電子カルテシステムと同じ端末を使用するものとする。
- (イ) 別途、3台分の画像読影ビューア用のモニターを用いること。
- (ウ) 電子カルテシステムの端末へ接続するために必要な装置を含めること。

④ 稼働時間

原則として毎日、24時間とすること。

(5) オンライン資格確認の機能要件

- ① 厚生労働省が示すオンライン資格確認等システムを活用したオンライン資格確認が行えること。
- ② 厚生労働省が示すオンライン資格確認の動作環境を満たす端末（顔認証付きカードリーダーを含む）を用意し、稼働に必要な設定をすること。
- ③ 「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」等に基づき、不正ソフトウェア対策等を施すこと。
- ④ パソコン本体は、メーカーの5年間オンサイト保守を付けること。

(6) オンライン請求の機能要件

- ① 電子カルテシステムで作成したレセプトデータを取込み、オンライン請求システムを活用して、オンラインで審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）に送信できること。
- ② 厚生労働省が示すオンライン請求システムの動作環境を満たす端末を用意し、稼働に必要な設定を行うこと。ただし、オンライン資格確認用と同じ端末を使用するものでもかまわない。
- ③ 電子カルテシステムで使用するプリンターを使用するため、USBで接続させること。
- ④ 「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関する

るガイドライン」及び「オンライン請求システム利用規約（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）」等に基づき、不正ソフトウェア対策等を施すこと。

- ⑤ パソコン本体は、メーカーの5年間オンサイト保守を付けること。

#### (7) その他

令和8年度以降に新たなシステム（児童福祉法に基づく児童発達支援センターで運営する事業所（児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業）における報酬請求や相談業務の記録等を一元化するもの）の導入を検討しており、電子カルテシステムの端末内への併存を想定していることから、システム追加しても問題なく稼働すること。システム追加した際は、ネットワーク管理を行うこと。

### 3. システム導入

#### (1) セットアップ・導入フォロー

- ① 運用を開始するに当たり、当市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- ② システムの導入等計画書を提出し、適切な進捗管理を行うこと。
- ③ 試行運用（仮稼働）期間を設けること。

#### (2) 操作研修・操作マニュアル

- ① 各システム等のそれぞれに操作マニュアルを作成し、システムの稼働とともにスムーズなオペレーションが可能となるよう操作研修を行うこと。
- ② 操作マニュアルは、紙・電子ともに提供し、電子データは、キーワード検索に対応すること。
- ③ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャーを用いてわかりやすい説明とすること。
- ④ 機能の修正などがあつた場合には、操作マニュアルを速やかに更新すること。
- ⑤ 運用に係るルールやセキュリティ対策、緊急時対応手順等を定めた運用上のマニュアルとして「実施手順」を作成すること。